

身体障害者手帳、療育手帳の再認定(再判定)の期限を1年間延長します※

※令和2年4月24日付け事務連絡「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)に基づき、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方(令和2年3月から令和3年2月までの間に再認定(再判定)の期限が到来する方に限る。)について、当該期限を1年間延長します。

1. 対象者

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
※令和2年3月から令和3年2月までの間に再認定(再判定)の期限が到来する方に限る。

例) 令和2年5月に再認定(再判定)の期限が到来する方
→令和3年5月まで再認定(再判定)の期限を延長

2. 補足

- 手続きについて
手続きは不要です(対象者の方については、申請などの手続き不要で、再認定(再判定)の期限が延長されます)
- 身体障害者手帳について
前橋市と高崎市では、県ではなく、市が身体障害者手帳を発行しております。
前橋市と高崎市にお住まいの方におかれましては、身体障害者手帳に関するお問い合わせは、各市役所の障害福祉課までお願いします。

・問い合わせ先：群馬県健康福祉部障害政策課
(電話：027-226-2634 FAX：027-224-4776)
・群馬県ホームページ(身体障害者手帳)
<https://www.pref.gunma.jp/02/d0110067.html>